

天理市子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る認定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第16号

天理市子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る認定等に関する規則の一部を改正する規則

天理市子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る認定等に関する規則（令和元年9月天理市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」と改め、同条第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」と改める。

第9条第1項第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」と改め、同項第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」と改め、同条2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第6条、第10条、第11条関係）

様  
様分

子どものための教育・保育給付支給認定証			
交付年月日 年 月 日			
認定証番号			
保護者	氏名	生年月日	
	住所		
子ども	氏名	生年月日	
	住所		
教育・保育給付認定区分			
保育必要事由			
保育必要量			
有効期間	(自)		
	(至)		
交付機関	天理市長		印

様式第6号を次のように改める。

様式第6号（第6条、第10条関係）

年 月 日

様

天理市長



子どものための教育・保育給付 認定却下通知書

年 月 日付で申請のありました、子ども・子育て支援法に基づく「子どものための教育・保育給付」の認定の申請を、同法第20条第5項の規定に基づき下記の通り却下しますので、通知します。

認定却下となる子どもの 氏名及び生年月日	
却下日	
理由	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 8 号を次のように改める。

様式第8号（第6条、第10条、第11条関係）

年 月 日

様  
様分

天理市長



施設等利用給付認定通知書

先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、次のとおり決定しましたので通知します。

認 定 子 ども	認定番号	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	
保 護 者	住所	
	氏名	
	生年月日	
決定年月日		
認定区分		
有効期間		
保育の必要性の事由		
<p>この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>保育の必要性の事由が妊娠・出産、就学、求職活動等の認定で、年度途中で認定期間が満了となった場合、満了日の翌日以降は施設等利用費の支給の対象とはなりません。引き続き施設等利用費の支給を希望する場合は、認定期間の更新や保育の必要性の事由の変更手続きが必要となりますので、本市の担当課に改めて子育てのための施設等利用給付認定を申請してください。</p>		

様式第9号を次のように改める。

様式第9号（第6条、第10条関係）

年 月 日

様  
様分

天理市長



施設等利用給付認定申請却下通知書

先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、次のとおり却下しましたので通知します。

申請 子ども	ふりがな	
	氏名	
申請者	申請時 の住所	
	氏名	
却下年月日		
却下の理由		
<p>この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>		



様式第13号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

様式第14号を次のように改める。

様式第14号（第12条関係）

年 月 日

様  
様分

天理市長



子どものための教育・保育給付認定取消通知書

子どものための教育・保育給付認定について、子ども・子育て支援法第24条第1項の規定により、次のとおり認定の取り消しを行いましたので通知します。

教育・保育給付認定終了（取消）となる 子どもの氏名及び生年月日	
終了（取消）となる教育・保育給付認定区分	
教育・保育給付認定終了（取消）年月日	
教育・保育給付認定終了（取消）の理由	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第15号を次のように改める。

様式第15号（第12条関係）

年 月 日

様  
様分

天理市長



施設等利用給付認定取消通知書

子育てのための施設等利用給付認定について、子ども・子育て支援法第30条の9第1項の規定により、次のとおり認定の取り消しを行いましたので通知します。

認定 子ども	認定番号	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	
保護者	住所	
	氏名	
	生年月日	
取消年月日		
取消理由		
有効期間		
保育の必要性の事由		
<p>この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>		

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。